

令和6年9月20日  
新潟市財務部契約課

各位

## 10月から電子契約サービスの運用を開始します

新潟市では、令和6年10月から電子契約サービスの運用を開始します。いずれも利用は任意ですが、事業者様には利用に伴う費用負担は生じることなく、業務効率化や経費の節減にもつながります。ぜひ利用をご検討ください。

### ◇電子契約とは◇

書面に印鑑を押印することに代えて、インターネット上の契約書データに「電子署名」を行う契約方法です。収入印紙の貼付や来庁、郵送等が不要となります。本市では、「クラウドサイン」の立会人型電子契約サービスを導入します。



### ◇対象案件◇

物品、業務委託、建設工事、建設コンサルタント業務等における契約書締結案件（請書除く）  
※いずれの案件においても、電子契約サービスの利用希望は事業者によるものです。

### ◇導入スケジュール◇

令和6年 10月 契約課で締結する契約について運用開始  
（10月1日付の当初契約及び変更契約から利用できます）  
11月 区役所地域総務課（東・中央・西区においては総務課）で  
締結する案件について運用拡大  
令和7年 1月 市が締結するすべての契約について運用拡大

※電子契約サービスの運用開始とともに、電子保証にも対応します。

### お問い合わせ



新潟市 財務部 契約課

電話：工事契約係 025-226-2217 物品契約係 025-226-2213

FAX：025-225-3500 E-Mail：[keiyaku@city.niigata.lg.jp](mailto:keiyaku@city.niigata.lg.jp)

# 新潟市 電子契約を 開始しました



電子契約とは、書面に印鑑を押印することによって、インターネット上の契約書データに電子署名を行う契約方法です。本市では、電子契約サービス「クラウドサイン」を導入します。

## ✿電子契約のメリット✿

- ・ 契約書受領のための来庁が不要！
- ・ 収入印紙代の負担0(ゼロ)！
- ・ 紙の契約書の製本作業が不要！
- ・ 紙での契約書の保管が不要！

## ✿主な対象案件✿

- ・ 物品購入等
- ・ 業務委託
- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサルタント業務

## ✿導入スケジュール✿

- R6.10 契約課発注案件
- R6.11 区役所(地域)総務課発注案件
- R7.1 市が締結するすべての案件

## ✿利用の流れ✿

- ①落札決定後、電子契約利用同意書  
および契約に必要な書類を市へメール提出
- ②新潟市が契約書データをアップロード
- ③受注者→新潟市の順でシステム上で同意  
→契約締結！



## ✿電子契約に関するお問い合わせ先✿

新潟市財務部契約課

Tel : 工事契約係 025-226-2217

物品契約係 025-226-2213

Mail : keiyaku@city.niigata.lg.jp

## ✿詳細はこちら✿



または新潟市HP内で

電子契約



新潟市HP(電子契約の概要や説明会の動画が視聴可能です)